

計画の策定にあたって

○ 計画の位置づけ

- ・障がい者基本法に基づく県障がい者計画
- ・障がい者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画
- ・「長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プラン～」における障がい福祉分野の個別計画

○ 計画期間

- ・2018年度～2023年度（6年間）
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の指針に基づき、1期3年間（2018年度～2020年度）

○ 推進体制

- 次の方法等により、計画の推進及び進捗管理を実施
- ・市町村との連携【地域の課題把握、市町村計画との連携・支援の実施】
- ・県障がい者施策推進協議会【進捗管理、調査審議】
- ・障がい者団体との意見交換【ニーズに即した施策の推進】等

第1章 障がいのある人の状況等

○ 現状

- ・身体障がい者数は、2013年度をピークに、近年減少傾向。一方、2011年度と比較して、知的障がい者は16%、精神障がい者は37%増加。
- ・難病患者（特定医療費受給者証所持者）は、2011年度13,133人に対して16,076人と22%増加。
- ・2006年度、発達障がいに関しては約1,300件※1、高次脳機能障害に関しては約3,200件※2の相談が寄せられている。

※1 発達障がい者支援センターへの相談件数
 ※2 高次脳機能障害支援拠点病院への相談件数

○ 障がい者施策の動向(主なもの)

- ・障がい者権利条約※3の署名(2007)
- ・障がい者権利条約の批准に向けた取組
- 条約の批准に先立ち、国内法の整備を進めるべきとの障がい当事者等の意見も踏まえ、「障がい者基本法」の改正(2011)、「障がい者自立支援法」の改正(2012)、「障がい者差別解消法」の制定、「障がい者雇用促進法」の改正(2013)など法の整備が進められてきた。
- ・「障がい者権利条約」の批准(2014)
- ・「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行(2018)
- 自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活と就労」に関する支援の充実、高齢障がい者が介護保険サービスを円滑に利用できるための改正、障害児支援のニーズの多様化に対する支援等が規定。

※3 障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として定められた、障がい者に関する初の国際条約

第2章 計画の概要

基本理念

障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。

基本的視点

- 共生社会の実現を目指して、全ての県民が理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進
- 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援
- 生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進

第3章 重点的に取り組む施策

1 障がいへの理解と権利擁護の推進

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

- ・障がいのある人となし人との交流機会の拡大による理解促進
- ・信州あいサポート運動と配慮を必要とすることを表すヘルプマークの導入による取組の推進等

2 地域生活の充実

自ら選択し、安心して暮らせるための地域生活の充実を図るため、必要なサービス基盤の整備等の取組を推進します。

- ・地域生活移行に必要なグループホームの整備や地域生活支援拠点等の整備・充実、地域移行・地域定着支援の強化
- ・計画相談支援・障がい児相談支援の質の向上等

3 社会参加の促進

生きがいのある充実した生活を送るため、障がいのある人の就労、スポーツ、文化芸術活動等、社会参加の促進を図ります。

- ・一般企業への就労拡大、農林福連携による障がい者就労の支援
- ・情報コミュニケーション支援の充実
- ・障がい者スポーツの定着、ユニバーサルマップ(仮称)の作成、ユニバーサルツーリズムの普及等による社会参加の機会拡大等

4 多様な障がいに対する支援の推進

重症心身障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。また、発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対して、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

- ・医療的ケアが必要な障がい児者の支援に向けた体制の整備
- ・発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対する多様な教育的ニーズに応じた支援の充実等

第4章 分野別施策

1 権利擁護の推進

- ・障がいに対する理解の促進(啓発・広報、研修会の実践)
- ・権利擁護・虐待防止の推進(福祉施設利用者の権利擁護の推進、成年後見制度の利用促進、ボランティア・NPO活動の推進)等

2 地域生活の支援

- ・地域生活移行の支援(サービス提供体制の整備促進、サービスの質の向上、精神障がい者の地域移行支援等)
- ・相談支援体制の充実(基幹相談支援センターの設置促進、県自立協議会と連携した地域バックアップ体制の強化等)
- ・福祉人材の養成・確保(有資格者の養成・確保、従事者に対する研修の充実、職場体験、施設職員の処遇向上)等

3 安全で暮らしやすい地域づくり

- ・安全な暮らしの確保(防犯・交通安全対策の推進、防災対策・災害発生時の支援の推進等)
- ・誰もが暮らしやすいまちづくり(福祉のまちづくりの推進等)

4 社会参加の促進

- ・就労支援の充実(相談支援体制の充実、福祉的就労の推進、工賃アップに向けた事業所間・企業等との連携等)
- ・移動・情報コミュニケーション支援の充実(障がい者補助犬の理解促進)、障がい特性等に応じた情報提供(手話通訳・要約筆記者)
- ・盲ろう者通訳・介助員等の養成・研修等
- ・スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興(地域における障がい者スポーツ・文化芸術に親しむ環境づくり等)等

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

- ・障がい者に対する適切な保健・医療サービスの提供(地域医療・救急医療の充実、医療従事者の養成・確保等)
- ・障がい児・者の歯科口腔保健支援の推進(歯科健診の推進等)
- ・障がい等の早期発見に向けた支援、地域療育機能の強化等

第5章 地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標等に関すること(第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)

- 主な成果目標(2020年度末)
- ・施設入所している障がい者の地域生活移行に関すること
平成28年度末の入所者数2,346人を基準とし276人(11.8%)の地域生活への移行及び102人(4.3%)の入所者数の減少を見込む。

項目	目標	備考
地域生活への移行者数	276人	2017～2020年度の累計
施設の入所者数の減少数	102人	2017～2020年度の累計

- ・障がい児支援の提供体制に関すること
全ての市町村において、児童発達支援センターを利用できる体制を整備